

会 議 資 料

平成25年度第1回

西脇市ふるさと経営推進市民会議

《 共通事項 》

会議の概要及び運営進行について 2

《 総合計画に関する事項 》

総合計画の概要について 7

平成25年度主要事業について 12

《 自治基本条例に関する事項 》

自治基本条例関係例規等の整備について 13

《 行政改革に関する事項 》

別紙資料

会議の概要及び運営進行について

1 名称

西脇市ふるさと経営推進市民会議

2 設置の経緯

行政計画等はその策定が目的ではなく、その推進により成果を得ることが重要です。このため、行政計画等が着実に推進されているか確認する進捗管理には非常に重要な意味があると考えています。

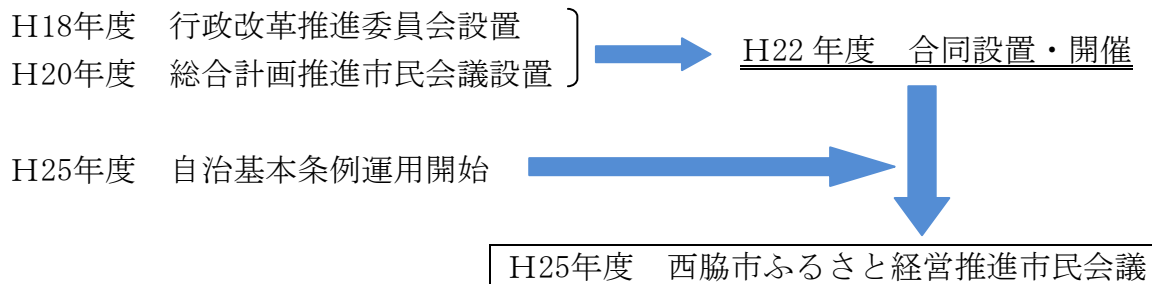
他方、平成25年4月に施行された自治基本条例では「政策の評価等の過程における市民参画の機会と情報提供・意見聴取」を定めており、また、平成25年2月1日総合計画審議会答申においても「市民による総合計画の検証・推進組織を設置するとともに、市民組織の設置・運営に当たっては、行財政改革や自治基本条例の市民参画組織との連携や一体的な運営」を求めています。

平成25年2月1日付「西脇市総合計画・後期基本計画の策定について（答申）」

- 2 計画の適切な進行管理を行うため、庁内での検証体制を整備するとともに、前期基本計画に引き続き、市民による検証・推進組織を設置し、検証結果を市民に分かりやすく公表されるよう努められたい。
また、市民組織の設置・運営に当たっては、行財政改革や自治基本条例の推進管理等を行う市民が参画する組織との連携や一体的な運営について、検討されたい。

これらのことを踏まえ、従来から取り組んできた行政内部による自己評価に加えて、市民の視点からの評価・検証を導入することにより、より透明性・公平性を確保するとともに、本市における自治の基本規範である「自治基本条例」、本市のまちづくりの指針となる「総合計画」、効率的・効果的な行政運営を目指す「行政改革大綱」という、本市の都市運営における主要な条例・計画を一体的に評価・検証することにより、より成果を得ることをねらいとしています。

《市民参画組織の変遷》



3 会議の位置付け

- (1) 計画等の進捗管理に市民の視点を加え、より透明性・公平性を確保するとともに、委員の皆さんからいただいたご意見を、計画等の推進と適正な市政運営に向けて参考にさせていただきます。
- (2) 条例に基づく審議会とは異なるため、意思決定機関としての機能は持ちません。

4 委員の任期

委員の任期は、原則として平成26年度までの2年間とします。

5 委員の役割

(1) 総合計画に関する事項

- ① 総合計画に示した政策の進み具合を確認・検証してください。具体的には、市の施策、主要事業などについて事務局から説明しますので、その上でご意見やご提言をお願いします。
- ② 政策の目標を達成するために必要なことや、総合計画の内容を実現するために必要と感じられることなどにもご意見をお願いします。

(2) 自治基本条例に関する事項

- ① 自治基本条例で定められた様々なルールや制度の推進状況を確認・検証してください。具体的には、ルールや制度の現状と今後の制度整備・運用計画などについて事務局から説明しますので、その上でご意見やご提言をお願いします。
- ② 自治基本条例の市民への周知・啓発について、提案ください。
自治基本条例は、平成25年4月にスタートしたところであり、市民に十分に周知されているとは言えません。どうすれば市民に周知でき、活用してもらえるか、ご意見をお願いします。

(3) 行政改革に関する事項

実施計画（行政改革大綱の方針に基づき実施する具体的な取組を示す計画）の推進状況を確認・検証してください。具体的には、実施計画の取組状況について事務局から説明しますので、その上でご意見やご提言をお願いします。

6 会議の運営方針（会議を進める上での基本ルール）

- ① 自由活発な議論を行うため、委員お互いの自由な発言を尊重するとともに、発言者の公平性に配慮することとします。一方的な意見表明や批判は慎み、会議が建設的なものとなることを期待します。
- ② 会議において出された意見や提言については、事務局において取りまとめ、市政運営に生かしてまいります。また、報告書の作成を要する場合は、出された意見や提言を踏まえて事務局で原案を作成し、委員の確認を得た上で報告書を作成します。
- ③ 会議の運営が円滑なものとなるよう、市企画政策課、まちづくり課、行政経営室が事務局となり、会議資料を作成し、委員のみなさんに事前送付します。また、必要な場合には、担当課の職員が出席し、説明等を行います。
- ④ 会議録については、ホームページ等で原則公開します。公開に当たっては、発言内容をそのまま掲載するのではなく、事務局で意見の要旨を取りまとめます。また、個人のプライバシーにかかわる情報等が含まれる場合は、その取扱いについて十分配慮するものとします。なお、公開に先立ち、委員のみなさんには事前に会議録を送付し、内容を確認していただくこととします。
- ⑤ 会議の傍聴については、会議運営に支障のない範囲で許可します。適切な会議運営が困難となる場合は、傍聴を認めないことができることとします。
- ⑥ その他、会議の運営に当たって、新たなルールが必要となった場合には、委員と市とが協議し、運営方針に加えるものとします。

- ・皆さんには、それぞれの立場から積極的な意見や提言をお願いします。
- ・市からの説明などに基づき、進んでいるところや頑張っているところは“よい評価”をしていただき、遅れているところや努力が必要なところは“厳しく”応援してください。
- ・市民の皆さんと市とが、それぞれの立場や意見を理解、尊重して、両者の協働により会議を進めていきたいと考えています。

7 会議の開催予定

開催回	開催時期	予定議題等
第1回	8月27日 (火)	≪ 共通事項 ≫ ○ 会議の概要及び進め方について ≪ 総合計画 ≫ ○ 総合計画の概要について ○ 平成25年度主要事業について ≪ 自治基本条例 ≫ ○ 自治基本条例の概要及び関係例規の整備について ≪ 行政改革 ≫ ○ 行政改革大綱の概要について
第2回	12月ごろ	≪ 総合計画 ≫ ○ 総合計画・主要事業の進捗状況等について ○ 市民アンケートの調査報告について ≪ 自治基本条例 ≫ ○ 関係例規の整備状況について ○ 自治基本条例の普及啓発について ≪ 行政改革 ≫ ○ 行政改革大綱実施計画の進捗状況について
第3回	2月ごろ	≪ 総合計画 ≫ ○ 総合計画・主要事業の進捗状況等について ○ 平成26年度主要事業（案）について ≪ 自治基本条例 ≫ ○ 関係例規の整備状況について ○ 自治基本条例の普及啓発について ≪ 行政改革 ≫ ○ 事務事業評価における外部評価について

西脇市ふるさと経営推進市民会議開催要領

1 設置

本市の都市像及び将来像の実現に向け、自立した豊かな地域社会を創造し、市民との協働による都市経営を効果的に推進するため、西脇市ふるさと経営推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 西脇市自治基本条例（平成25年西脇市条例第1号）の普及及び推進に関すること。
- (2) 西脇市総合計画（以下「計画」という。）の基本計画及び行動計画の進行管理に関すること。
- (3) 西脇市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の依頼に基づく計画の策定及び推進に係る専門事項の検討に関すること。
- (4) 西脇市行政改革大綱の策定及び進行管理に関すること。
- (5) その他都市経営の推進に関すること。

3 組織

- (1) 市民会議は、委員20人以内をもって組織する。
- (2) 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。
 - ア 市民からの公募により選出する者
 - イ 市政について優れた識見を有する者
 - ウ その他市長が必要と認める者
- (3) 市長は、特に必要と認めるときは、市職員のうちから委員を指名することができる。
- (4) 市民会議は、専門の事項を調査検討するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

4 任期

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。

5 座長

- (1) 市民会議に座長を置き、委員の互選によって定める。
- (2) 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- (3) 座長に事故あるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を処理する。

6 会議

- (1) 市民会議の会議は、座長が招集する。ただし、選任後最初の会議は、市長が招集する。
- (2) 市民会議の議長は、座長がこれに当たる。
- (3) 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 庶務

市民会議の庶務は、企画担当部において処理する。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成25年6月3日から施行する。
（この要領の失効）
- 2 この要領は、市民会議の設置目的が終了した時点をもって、その効力を失う。
（委員の任期の特例）
- 3 この要領の制定後、最初の委員の任期は、第4項第1号の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

総合計画の概要について

1 総合計画とは

- ・西脇市が将来に向けてどのようなまちづくりを進めていくのか、を取りまとめた本市の経営の基本的な指針となるものです。
- ・市のあらゆる事業や個別の計画の基礎となります。
- ・基本構想の策定義務は法律上なくなりましたが、自治基本条例において総合計画の策定と基本構想の議決を規定しています。

2 西脇市総合計画の概要

(1) 計画の策定

平成17年10月の新・西脇市の発足を受け、平成19年9月議会で議決を得て、基本構想・前期基本計画を策定しました。

その後、前期基本計画の計画期間（～24年度）を踏まえ、平成25年3月に後期基本計画を策定しました。

《基本構想・前期基本計画》

平成18年4月～19年5月	総合計画審議会の開催
平成18年5月～19年5月	総合計画策定市民会議の開催
平成19年5月	総合計画審議会からの最終答申
平成19年9月	基本構想議決・総合計画の策定・運用開始

《後期基本計画》

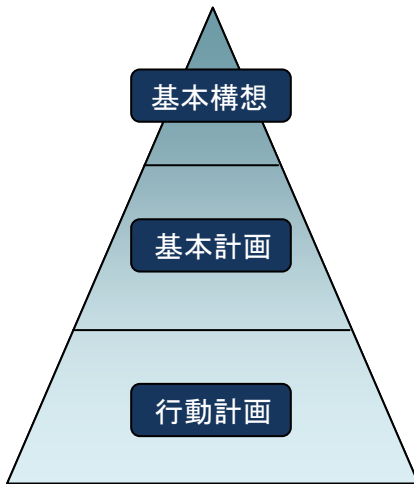
平成24年7月～25年2月	総合計画審議会の開催
平成24年10月	市民意向調査の実施
平成24年12月	パブリックコメントの実施
平成25年2月	総合計画審議会からの最終答申
平成25年3月	総合計画・後期基本計画の策定
平成25年4月	総合計画・後期基本計画の運用開始

(2) 計画の性格・役割

- ① 新・西脇市の行政運営の最上位計画
本市の行政運営における最上位計画に位置付けられています。
- ② まちの将来像を実現する行政の経営計画
中・長期的な展望に立ち、目指すべきまちの姿を実現するため、本市の経営の基本的な指針となるものです。
- ③ 市民との協働で進めるまちづくり計画
市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割分担の下、協働でまちづくりを進めていくための道筋や考え方を示しています。

(3) 計画の構成・期間

「基本構想」、「基本計画」、「行動計画」の3層で構成しています。



- ・長期的な展望に立ち、将来どのようなまちの姿をめざすのか、そのための基本的な方針を示します。
【 計画期間 = 平成19～30年度の12年間 】

- ・基本構想の実現に向け、分野別のまちづくりを進めていくための取組を示します。
【 計画期間 = 前期 平成19～24年度の6年間 】
後期 平成25～30年度の6年間 】

- ・基本計画に位置付けられた取組について、具体的な事業を示します。
【 計画期間 = 向こう3年間 】

(4) 計画の内容（基本構想の部分）

- ・都市像 … 西脇市のあるべき姿をキャッチフレーズにしたもの
『人輝き 未来広がる 田園協奏都市』

- ・将来像 … 総合計画の期間内にめざすべき姿をキャッチフレーズにしたもの
『いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき』

- ・都市経営の基本方針 … 公共サービスと市民負担の考え方
協働によるサービスの維持 + 市民負担は現状維持・微増



協働による地域自治（ローカル・ガバナンス）の手法

《市の使命》西脇市が行政として果たすべき役割

- ・安心できる暮らしを保障する「行政本来の役割」
- ・市民起点の効率的・効果的な「行政経営の実践」
- ・市民参画を進め、市民との「協働を実践」
- ・市民活動を支援し、「市民力・地域力を向上」

《市民に期待される役割》市民のみなさんに社会で果たしてもらいたい役割

- ・自己実現・自己向上に向けた自立（＝自助の強化）
- ・地域社会への貢献、相互扶助・連帯感の形成（＝共助の強化）
- ・行政活動や公共への参画（＝公助への参画）

(5) 分野別の展望

8つの各分野における目指すまちの姿、市民の生活像を示しています。

- ① ともに支え合い、笑顔輝くあたたかなまち 【健康・子育て・福祉】
- ② 産業が元気！活力とにぎわいあふれるまち 【産業・経済】
- ③ こころ豊かな人が育ち、いきいきと活躍できるまち 【教育・文化・スポーツ】
- ④ 暮らしの安全を守り、安心が実感できるまち 【生活安全・安心】
- ⑤ 快適な暮らしを支える生活基盤が充実したまち 【都市基盤・生活環境】
- ⑥ 持続可能な循環型社会を構き、人と自然が共生するまち 【自然・環境共生】
- ⑦ 多様な主体による地域自治が確立したまち 【地域自治】
- ⑧ 時代に対応した行政経営が確立したまち 【行政経営】

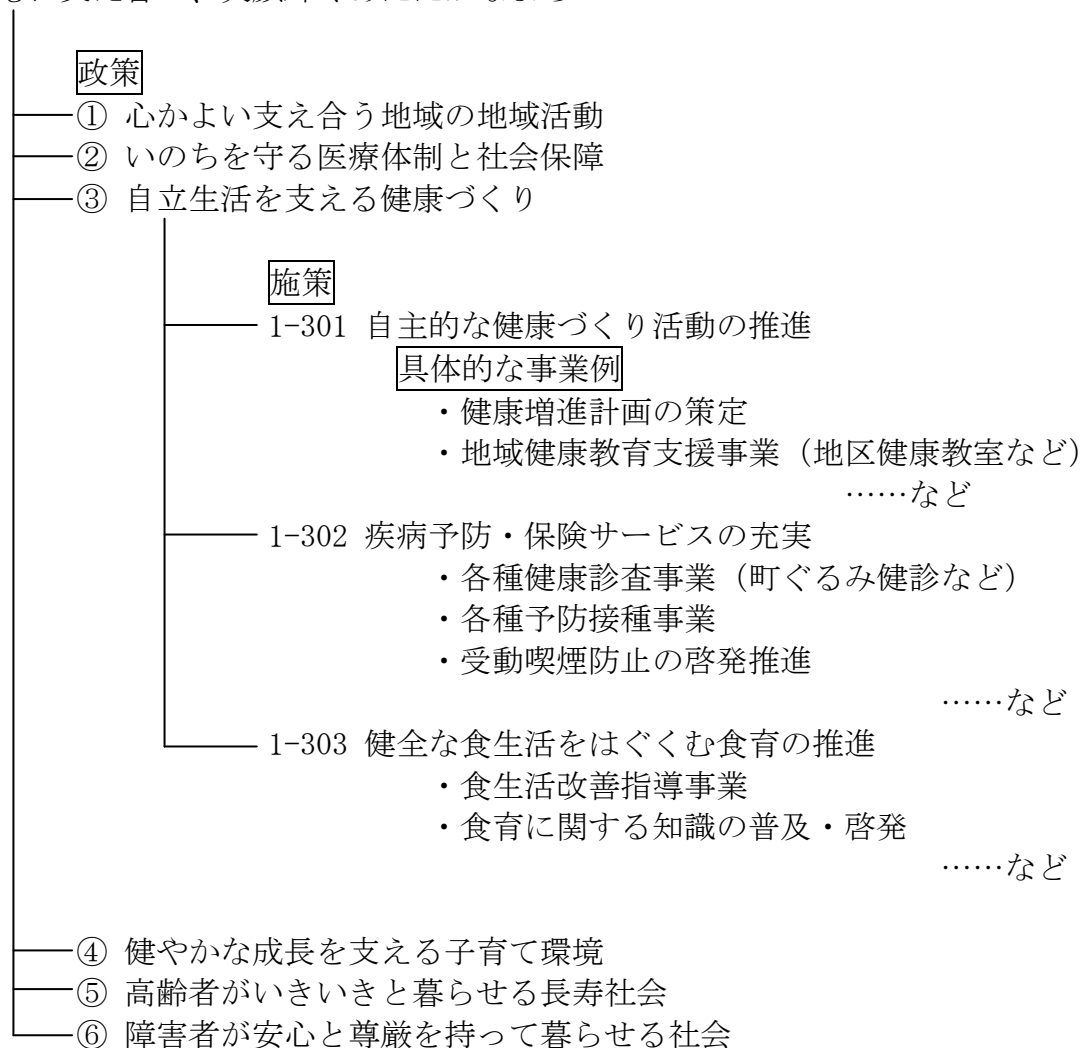


上記の8つの分野別のめざす姿を実現する取組（政策・施策）を「基本計画」で示しています。

(6) 基本計画の構成

分野の展望（基本政策）

I ともに支え合い、笑顔輝くあたたかなまち

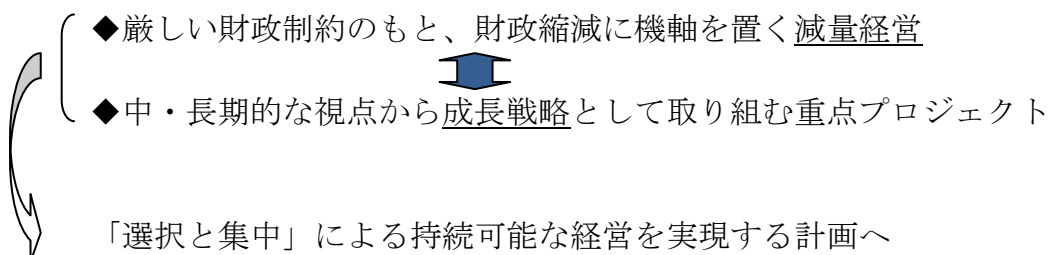


◆まちづくり指標

分類	指標名	当初値	現状値	成果の方向性
政策	日頃から健康に暮らしている市民の割合	84.0%	85.8%	
1-301	健康づくりのために何らかの活動・取組を行っている市民の割合	47.6%	46.6%	
1-302	特定健康診査の受診率	31.8%	34.3%	
1-303	規則正しい食生活をしている市民の割合	75.2%	77.7%	

(7) 基本計画（重点プロジェクト）の概要

後期基本計画では、本市の将来像・都市像の実現に向け、重点的・戦略的に取り組むテーマとして、基本政策を支える政策とは別に、政策分野を横断した3つの「まちづくりの重点プロジェクト」を設定しました。



1 「地域を支える人づくり」プロジェクト

～多様な世代が活躍できる定住環境の創造～

子どもから高齢者まで、いずれのライフステージにおいても、安心して、いきいきと暮らせる定住環境を創造していきます。誰もが活躍できる場所がある、緩やかであるけれども確かな人間関係がある—そんなまちを目指していきます。

- 茜が丘複合施設の整備と施設機能を活用した事業展開
- 子どもたちの学力定着・人間力を養成する事業の強化
- 土の活動・風の活動（地域課題の解決に向けた市民活動）の支援

2 「活力ある地域経済を生み出す基盤づくり」プロジェクト

～新たな価値の創造による地産地消・地産外消の促進～

地域の産業や環境など既存のストックを見つめ直し、新たな価値を生み出す資源として、積極的に発掘や連携を進め、その活用を図っていきます。地域の中で富を生み出し、富がまわる—そんなまちを目指していきます。

- 総合的な産業振興・経済活性化を図る地域戦略ビジョンの策定
- 農商工連携・6次産業化（第1次・第2次・第3次産業の融合）の推進
- 地元企業・事業者の新たな取組・連携の支援
- 太陽光など再生可能エネルギーの地産地消の推進

3 「訪れてみたいまちづくり」プロジェクト

～交流人口の拡大によるにぎわいの創出

まちの魅力や地域資源を市外にも積極的にアピールし、交流人口を増やしていくことで、にぎわいと活力を創出していきます。自慢できる場所やものがあり、多くの人を訪れる—そんなまちを目指していきます。

- 体験型・交流型観光メニューの開発・提供
- 定住自立圏など広域観光の連携・観光圏の形成
- SNSなど情報通信記述を活用した情報発信

平成25年度主要事業について

(1) 予算の概要

《歳入》

単位：千円・%

区 分	H25予算額	H24予算額	前年度比
市 税	4,954,494	4,835,926	102.5
地方交付税	5,650,000	5,630,000	100.4
国県支出金	3,034,393	3,184,292	95.3
市 債	2,321,200	3,464,600	67.0
そ の 他	2,949,913	3,521,182	83.8
合 計	18,910,000	20,636,000	91.6

《歳出》

単位：千円・%

区 分	H25予算額	H24予算額	前年度比
人 件 費	2,312,818	2,342,939	98.7
扶 助 費	3,203,058	3,041,831	105.3
補助費等	4,814,088	4,972,051	96.8
投資的経費	1,934,275	3,569,190	54.2
公 債 費	1,816,509	1,832,569	99.1
そ の 他	4,829,252	4,877,420	99.0
合 計	18,910,000	20,636,000	91.6

(2) 主要事業

① 茜が丘複合施設整備事業

子育て総合支援センター・男女共同参画センター・図書館・地区コミセンからなる複合施設を野村町茜が丘に整備《25年度着工～27年度竣工予定》

② こども医療費助成事業

原則、中学3年生まで医療費を平成25年7月から無料化（従来からの入院費に加え、通院費に対し助成）

③ 障害者相談支援事業

障害者相談支援事業所の拡充（1か所→2か所）

④ 小規模企業等設備投資促進事業

市内に拠点のある事業者が実施する設備投資に対し、10%助成

⑤ 自然にやさしい農業推進事業（西脇ファーマーズブランドほか）

「ゆめあぐり堆肥」を積極的に使用し、減農薬・減化学肥料で生産された安全・安心な農産物を、西脇ファーマーズブランドとして認証する仕組みを構築

⑥ 地産地消推進事業

給食センターで使用する食材に地元食材（金ゴマ、牛肉等）を使用し、地産地消を促進する。

⑦ 学校園等施設整備事業

- ・双葉小学校改築工事
- ・重春小学校耐震補強工事
- ・学校給食センター改築工事
- ・小中学校空調設備工事

自治基本条例関係例規等の整備について

条	内容	例規等
第9条	(参画と協働の推進) 参画と協働に必要な <u>制度及び施策を講ずる。</u>	参画・協働推進条例 参画と協働のガイドライン見直し
第10条	(参画の制度) 市民生活に重大な影響を及ぼす政策について、 <u>別に定めるところにより、市民に意見を求める。</u>	パブリックコメントに関する条例・規則・規程
第11条	(審議会等の運営) <u>委員を原則市民から公募</u> <u>会議は原則公開</u> <u>開催情報、会議の記録等を公開</u>	委員の公募に関する規程・指針 審議会公開に関する規程・指針
第14条	(地域自治協議会) 地域自治協議会に関して <u>必要な事項は別に定める。</u>	地域自治協議会に関する規則・規程
第25条	(総合計画) 基本構想については、 <u>別に定めるところにより、議会の議決を経る。</u>	地方自治法第96条第2項による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例 総合計画基本構想を追加
第31条	(法令遵守及び公益目的通報) 法令順守制度・公益目的通報制度について <u>必要な措置を講ずる。</u>	コンプライアンス条例（職員・市長・議員） 公益通報者保護条例
第43条	(条例の運用及び見直し) 適当な時期に検討・見直し等 <u>必要な措置を講ずる。</u>	自治基本条例の一部を改正する条例